

町田市大賀藕^{ぐうし}絲館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市大賀藕絲館^{ぐうし}条例の一部を改正する条例

町田市大賀藕絲館条例（平成2年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「一般社会への参加の促進」を「自立した日常生活又は社会生活の実現」に改める。

第3条中「第5条第14項」を「第5条第7項に規定する生活介護及び同条第14項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

町田市大賀藕絲館条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障がい者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づくサービスを提供することにより、<u>自立した日常生活又は社会生活の実現</u>を図るため、町田市大賀藕絲館（以下「藕絲館」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 藕絲館は、第1条に規定する目的を達成するため、<u>法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第14項に規定する就労継続支援</u>に関する事業を行う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障がい者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づくサービスを提供することにより、<u>一般社会への参加の促進</u>を図るため、町田市大賀藕絲館（以下「藕絲館」という。）を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 藕絲館は、第1条に規定する目的を達成するため、<u>法第5条第14項に規定する就労継続支援</u>に関する事業を行う。</p>